

「STOP！カスハラ入門セミナー」を開催します

群馬県では、令和7年4月1日に「群馬県カスタマーハラスメント防止条例」を施行しました。この条例は、カスタマーハラスメント（カスハラ）を禁止しているほか、県、顧客等、事業者及び就業者の責務を定め、カスハラを社会全体で防止していこうとするものです。

また、労働施策総合推進法が改正され、令和8年10月から、カスハラ防止措置が事業主の義務となります。

県内事業者におけるカスハラ対応を支援するため、以下のとおり、事業者向けセミナーを開催します。

- 1 日 時 令和8年9月3日（木）
14時30分～16時00分（開場14時00分）
- 2 場 所 群馬県庁32階 NETSUGEN ※オンライン視聴も可能
- 3 内 容 ※詳細は別添チラシをご確認ください。
テーマ：カスタマーハラスメントの基本知識・対応術と対策
講 師：重里 恭子 氏（株式会社インソース）
- 4 参加者 県内事業者（経営者、管理職、現場責任者等）
定員：NETSUGEN 20名、オンライン視聴 定員なし
※参加者の募集は終了しました。
- 5 主 催 群馬県 ／ 後 援 群馬労働局
- 6 その他 会場内に群馬働き方改革推進支援センターの出張相談ブースを設置します。
- 7 取 材 取材を希望される場合は、当日会場の受付でお申し出ください。
- 8 参考（群馬県ホームページ）
カスタマーハラスメントの防止について
<https://www.pref.gunma.jp/page/655164.html>